

# 本橋プロジェクト

No,4

2022年10月7日

発行・編集責任者

斉藤孝紀

JR東海労新幹線地本

本橋裁判プロジェクト

## 同意なき出向命令は無効だ！

## 取り消しを求めて、本日提訴しました！

本日10月7日、JR東海労本部本橋書記長は自らのSEK（新幹線エンジニアリング）の出向取り消しを求めて、東京地裁に提訴しました。

本橋さんは7月末で60才を迎え、7月を越えるとSEK出向のままとなることから緊急性があり、今年7月7日に仮処分申請したのです。第1回審尋が7月26日に開催されましたが、そこでは出向によってどの程度組合活動に支障があるのか、焦点となりました。本人の同意があるか、労働協約があるかどうかなどについて十分な審議が出来ませんでした。会社側の答弁書も審尋の前日に届く有様で本橋さん側の反論の機会として第2回の審尋が9月9日に予定されました。しかし、それでは7月末を越え仮処分申請の意味がなくなることから、やむなく8月26日に仮処分申請を取り下げました。そこで、改めて本人の同意のない出向命令の取り消しを求めて提訴したものです。就業規則で54才原則出向は謳われているもののJR東海労との出向に関する労働協約もない中で本人の同意のない出向命令は無効です。同時に本部書記長を出向に出すことによる組合の弱体化を図るための不当労働行為であり、違法であり無効です。そもそも54才原則出向制度は、60才定年制導入にあたっての過渡的なものです。本部は、今協約・協定交渉においても、54才原則出向制度と新人事・賃金制度に反対し労使関係部分のみの締結とし、集約しました。組合員の皆さん！力を一にして頑張りましょう！



※本橋仮処分プロジェクトは本橋裁判プロジェクトとして続きます。